

令和7年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 令和7年12月9日(火) 午後1時42分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)
- 4 出席委員(7名)

1番 魚野ルミ君	2番 尾形修平君
3番 鈴木いせ子君	4番 菅井晋一君
5番 野村美佐子君	6番 富樫雅男君
7番 高田晃君	
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員(1名)

一般会計予算決算常任委員会委員長 大滝国吉君
- 8 説明のため出席した者

副市長	大滝敏文君
政 策 監	須賀光利君
総務課長	長谷部俊一君
同課参事	田中和仁君
同課人事管理室長	川崎健一君
同課総務管理室係長	菅原秀和君
同課情報管理室長	須貝正人君
財政課長	榎本治生君
同課契約検査室長	斎藤要君
同課財務管理室長	成田大介君
同課財産活用推進室長	五十嵐博君
企画戦略課長	山田美和子君
同課行政改革推進室長	本保敦志君
同課企画政策室長	田村政和君
同課企画政策室係長	横山和明君
会計管理者	大滝豊君
消 防 長	瀬賀誠君
消防本部次長	菅原直巳君
消防本部総務課長	松村博幸君
選管・監査事務局長	前川龍也君
荒川支所長	阿部正昭君
神林支所長	志田淳一君
朝日支所長	五十嵐忠幸君
山北支所長	大滝きくみ君
教 育 長	遠藤友春君
学校教育課長	小川智也君

同 課 課 長 補 佐	百 武 靖 之 君
同 課 教 育 総 務 室 長	鈴 木 祐 輔 君
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長	中 山 晴 剛 君
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 係 長	平 方 和 弥 君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子 君
同 課 社 会 教 育 推 進 室 長	片 岡 昌 幸 君
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	佐 藤 克 也 君
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 主 幹	菅 原 和 英 君
同 課 文 化 行 政 推 進 室 長	吉 井 雅 勇 君
同 課 教 育 情 報 セ ン タ ー 長	太 田 尚 美 君
荒 川 教 育 事 務 所 長	中 村 繭 子 君
神 林 教 育 事 務 所 長	田 村 富 夫 君
朝 日 教 育 事 務 所 長	本 間 憲 一 君
山 北 教 育 事 務 所 長	本 間 宏 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午後 1時42分)

分科会長（高田 晃君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第180号のうち総務文教分科会所管分について審査した後、議第180号のうち総務文教分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第1 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君、財政課長 榎本治生君、企画戦略課長 山田美和子君、神林支所長 志田淳一君、消防長 瀬賀 誠君、選管・監査事務局長 前川龍也君、学校教育課長 小川智也君、生涯学習課長 平山祐子君、議会事務局長 内山治夫君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説 明)

総務 課長 それでは、予算書のほう、11、12ページをお願いいたします。歳入15款国庫支出金、2項1目、説明欄1のデジタル基盤改革支援補助金9,957万3,000円は、システム標準化に伴う交付金の追加交付によるものです。以上です。

第20款 繰越金

(説 明)

財政 課長 続きまして、13、14ページを御覧ください。20款繰越金の前年度繰越金は、今回の補正予算の財源として6億6,372万6,000円を計上いたしました。

第22款 市債

(説明)

財政 課長 続いて、22款市債であります。2,890万円の減額となります。主なものを御説明させていただきますが、庁舎等整備事業債220万円は、照明設備のLED化事業の調整によるものであります。保育園施設整備事業債260万円は、瀬波保育園の空調取替え工事及び照明設備LED化事業の調整によるものであります。統合保育園整備事業債7,500万円の減額は、事業延期による減額となります。下水道事業債610万円は、泉町ポンプ場ポンプ更新工事に係る下水道事業会計繰出金に充当するものであります。社会教育施設整備事業債490万円の減額と、保健体育施設整備事業債310万円の追加は、いずれも照明設備LED化事業の調整によるものであります。林業施設災害復旧事業債2,650万円は、林道復旧5か所、いこいの森森林公園遊歩道の復旧工事に係るものであります。観光施設災害復旧事業債1,060万円は、村上市民ふれあいセンターホール等の浸水に係る復旧工事によるものであります。歳入は以上でございます。

歳入

第15款 国庫支出金、第20款 繰越金、第22款 市債

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説明)

事務 局長 それでは、15、16ページを御覧ください。1款1項1目議会費でございます。総額238万7,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、いずれも人件費の補正でございます。人事院勧告等に伴います人件費の補正並びに4月の人事異動に伴う補正でございます。説明欄1、議員報酬等につきましては、議第123号で議員の皆様の期末手当の支給率改定に係るものでございます。説明欄2の議会運営経費につきましては、会計年度任用職員の給与及び手当の改正によるものでございます。説明欄3、議会事務局職員人件費につきましては、4月の人事異動並びに人事院勧告によるものでございます。議会費は以上でございます。

第2款 総務費

(説明)

総務 課長 次に、2款総務費になります。同じページでございます。2款1項1目一般管理費、説明欄1の一般管理経費であります。労働保険料、これは会計年度任用職員に係るものでございますし、それと郵便料の不足分を追加計上いたしました。以上です。

企画戦略課長 説明欄2、秘書事務経費の普通旅費でございますが、東京や大阪府を中心とした宿泊費の高騰や市長の特定地域振興重要港湾活性化協議会会長就任による会議など、当初予定していなかった出張の増加により旅費の支出が増加したことから、追加をお願いするものでございます。以上です。

総務 課長 次に、続いてその下、3の本庁舎管理経費でございますが、本庁舎に係る光熱水費と

修繕料の追加をしたほか、照明設備LED化業務委託料、こちらは現場の詳細確認の結果、屋外、屋内の照明器具の追加等によるものであります。また、工事請負費ですが、OAフロアの改修や庁舎に隣接する旧公民館跡地の駐車場の乗り入れ口の改修経費などを追加しました。庁用器具購入費では、来庁者用の窓口カウンター、椅子等を購入するものであります。次、その下、4、特別職人件費は市長、副市長の期末手当引上げ、また5の一般管理職員人件費は職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の調整であります。次に、17、18ページをお願いいたします。6目企画費、繰出金でございますが、情報通信事業特別会計補正予算に係る繰出金であります。以上です。

神林支所長 次に、7目支所費、12節委託料、説明欄1、神林支所庁舎管理経費で2万2,000円の減ですけれども、庁舎のLED化に伴いまして、現地調査の結果、灯具等の仕様変更による減となるものです。以上です。

企画戦略課長 8目行政改革推進費、行政改革経費、印刷製本費80万円でございますが、公の施設の開館日、開館時間、使用料等及び減免基準の見直しによる変更点を市民に周知するためのチラシ印刷及び市報挟み込みの経費でございます。以上です。

総務 課長 次に、同じページの一番下になりますが、12目電算管理費の説明欄1、庁舎情報システム管理経費でございますが、システム標準化移行に伴い、新たに交付金の対象となった基幹系電算機リース料の経費であります。以上です。

選管・監査事務局長 次に、19から22ページです。4項1目の選挙管理委員会事務局職員人件費でございますが、こちらについては給与改定に伴う人件費の調整でございます。

総務 課長 次に、21、22ページになりますが、5項1目説明欄1の統計調査総務費職員人件費は、給与改定、人事異動等による人件費の調整でございます。以上です。

選管・監査事務局長 その下の6項1目監査委員費の監査委員事務局職員人件費でございますが、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整でございます。

第9款 消防費

(説明)

消防 長 45、46ページを御覧ください。9款1項1日常備消防費3,682万2,000円は、説明欄1、常備消防職員人件費のとおり、人勸に伴う給与改正に伴いまして、消防職員の給与等の補正をお願いするものでございます。次に、その下、9款1項2目非常備消防費20万7,000円についても、説明欄1、消防防災職員人件費のとおり、人事院勧告に伴う給与改定に伴い補正をお願いするものでございます。以上です。

総務 課長 次に、その下、5目災害対策費、説明欄1の防災対策職員人件費は、人事異動、給与改定等による人件費の調整であります。以上です。

第10款 教育費

(説明)

学校教育課長 続きまして、10款に入ります。10款1項2目事務局費になりますけれども、教育委員会事務局経費は、会計年度任用職員の給与改定による増になります。説明欄2番の部活動地域移行経費は、同じく総括コーディネーターの給与改定による増になります。続きまして、47ページ、48ページを御覧ください。理科教育センター経費につきましては、こちらも会計年度任用職員の給与改定による増、説明欄4、教育長人件費は給与改定による増、その下の教育委員会事務局職員人件費、こちらも給与

改定による増となっています。3目教育振興費、説明欄1の学力向上・学習支援経費、それ以降の教育支援センター経費、教育振興経費、外国語指導助手経費は、いずれも会計年度任用職員の給与改定による増になっています。49ページ、50ページを御覧ください。2項小学校費、1目学校管理費、小学校管理経費になりますが、学校用務員の給与改定による増と、説明欄の中ほどに修繕料290万円計上させていただいております。こちら瀬波小学校給水加圧ポンプの修繕と山北小学校の消防設備予備バッテリーの交換経費になります。また、本会議で質問のありました学校のトイレの不具合についてなのですが、全小・中学校を調査した結果、ウォシュレットの故障はございませんでしたが、暖房便座の不具合等が4件ほどありました。修理を依頼したところでありまして、その下の庁用器具購入費130万円につきましては、自走式草刈り機を購入する経費であります。校地内の草刈り業務につきましては、チップソーを使用する場合、2人1組体制を徹底するように行っておりますけれども、校地の面積が広く、時間を要することから、自走式の草刈り機を学校に配備するものであります。来年度の早い段階から現場で使用できるように、今回補正予算を計上させていただきました。続きまして、小学校費職員人件費は技能員の給与改定等に伴う増となっております。その下が教育振興費、小学校の特別支援教育経費、こちらは介助員の給与改定に伴う増となっております。3項中学校費に入りまして、中学校管理費経費、こちら学校用務員の給与改定に伴う増と庁用器具購入費130万上がっておりますけれども、こちらは小学校と同じく自走式の草刈り機を購入するための経費です。説明欄2番の中学校費職員人件費につきましては、技能員の給与改定による増です。続きまして、51ページ、52ページに入ります。説明欄1の中学校特別支援教育経費、こちら介助員の給与改定による増になります。以上です。

生涯学習課長

続きまして、3目の学校給食費になりますけれども、こちら栄養士の報酬等の改定による増になります。

学校教育課長

第13款 諸支出金

(説明)

財政 課長 続きまして、13款諸支出金のふるさと応援基金積立金8,160万円は、ふるさと応援寄附金から必要経費を差し引いた残額を来年度以降活用するため、基金に積み立てるものであります。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 その下の14款予備費については、端数調整のための計上であります。

第2条「第2表 継続費補正」

(説明)

生涯学習課長 第2表、5ページをお開きください。継続費の補正は、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業において、令和8年度に武道場外壁及び屋根、建具、外周工事等の追加経費を計上するものです。現在行っております体育館の内部改修工事が今年度末までかかる予定であります。引き続き同請負事業者及び受託事業者による施工とすることで、工事の継続性による遅滞がなく、スムーズに工事が進められることが期待できるため、8年度の継続費として計上したものでございます。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(説明)

事務 局長 次に、6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。これは、議会広報の発行日を15日発行から1日発行へ半月早めることを議会広報特別委員会で御協議いただいたことによりまして、今年度中に契約を行い、早期の印刷に間に合わせるためのものでございます。以上でございます。

企画戦略課長 その下、市報印刷製本費でございますが、議会広報印刷製本費と同様に、令和8年度に製作する市報むらかみの印刷について、本年度中に契約を締結するため債務負担行為の補正をお願いするものでございます。以上です。

学校教育課長 それでは、債務負担行為の表の下から4段目になります。校歌制作業務委託料は、小川小学校と朝日みどり小学校が統合し、あさひ小学校となることに伴い、校歌を作成する業務を委託するための計上であります。その下、GIGAスクール運営支援センター等業務委託料は、4月当初からサポートデスク、学校巡回支援などを行うために計上いたしました。

生涯学習課長 その下、移動図書館車運転業務委託料ですが、令和8年度当初からステーション巡回を組んでおり、今年度中に運転業務委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

学校教育課長 一番下の段になりますけれども、学校給食施設職員腸内細菌検査業務委託は、給食従事者の検便検査を4月当初から実施するための計上であります。

第4条「第4表 地方債補正」

(説明)

財政 課長 次に、7ページを御覧ください。第4表、地方債の補正であります。歳入の市債で御説明いたしましたが、総務債などそれぞれ起債の限度額を変更するものでありま

す。以上でございます。

歳出

第1款 議会費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質 疑)

菅井 晋一

すみません。直接予算とはつながらないのかもしれないのですが、毎日ラインとかに熊の情報とか入ってきます。その通報のことになるのですが、緊急的な、そういうものはもちろん随時でしょうけれども、通常のものも朝とか、夜とか、いつでも入ってくるわけですが、できれば1日1回にするとかしてもらえると非常にありがたいということで、いろいろ言われます。その都度見ているのは、ちょっといろいろ、例えば朝1回だったら、それで1回目終わりだし、あとは緊急、大急ぎのものだけしか来ないのだとなれば、見方が全然変わってくると思いますので、緊急情報が生きるように、そういうふうにしたほうがいいと思いますけれども、総務でやっているのか、それとも各課個人がみんな情報を流しているのか、その辺から伺いたいのですが。

総務 課長

現在タブレット、以前の告知端末から移ったような形になっていますので、以前の取扱いと少しずれているというところもあって、同様の意見をいただくことは確かにございます。特に移行直後はそういったお話をいただきましたけれども、現状としては私どもは今情報の多重化ということで、タブレットのみならず、その他のSNSへ連動させて情報を周知しているということで、今般特に熊の関係ですとか、配信する分量がすごく多くなってしまいましたので、なおさらそういった感覚をお持ちいただいているのかなというふうには推察いたしますし、また緊急度に応じてというお話ももちろん状況としては承知しているところでございます。ただ、今のところはできるだけ情報の発信に制約をかけないという形を優先させていただいているところでございまして、まだまだ検討というか、研究途上である部分もありますけれども、現状で今すぐこの対応を変えるということは、今のところ現在考えていないというところです。

菅井 晋一

制約を加えるというのは、意味が違うのではないですか。きちんと情報を伝えるために一番効果的な伝え方はどうだかということを考えれば、おのずとやっぱり集中して、あとはそれ以外は緊急時に大事な情報として伝えれば、効果的な市からの連絡になるのではないかと思うのですけれども、駄目でしょうか。

総務 課長

これについては、まだ最終的なきっちり結論を出して決めつけているわけではないのですが、今もちろん同様の御意見もいただいているのは確かでございますので、その辺含めて再度また検討は続けていきたいと思っております。

第9款 消防費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 教育費

(質 疑)

- 菅井 晋一 50ページでしょうか、自走式の草刈り機の導入についてお話しですけれども、草刈りによっていろいろガラス割ったとか、そういうのをこれで防止しようという、そういう意図でしょうか。
- 学校教育課長 今まで飛び石で事故があったのは、チップソーでの作業でありました。主にチップソーで校地全体をやっているというのが現状なのですけれども、グラウンドの真ん中ですか、平坦なところは自走式、全てをチップソーでやると、それも2人がかりでということをやると非常に時間がかかってしまうということで現場の声もありまして、それで平坦なところを自走式の草刈り機で処理できれば現場の負担も軽くなるだろうということで、今回導入したいというふうに考えています。
- 尾形 修平 同じ質問だけれども、中身は。これ小学校の場合だと同じ自走式草刈り機で130万円の予算だけれども、何台配置するのですか。
- 学校教育課長 何台か既にある学校がありますので、不足分、小学校7台、中学校7台を今回計上しました。
- 尾形 修平 この自走式草刈り機、非常にいいのです。非常によくて、私も使っているのだけれども、もう作業効率全然違います。今言ったように飛び石とかもないので、いいのだけれども、学校に配置したもの、これ教育長に聞きたいのだけれども、それを例えば地域住民が町内で貸していただきって言った場合に貸すことができるのかどうか。毎日朝から晩まで使っているわけではないので、そういうのというのは考えたことないですか。
- 学校教育課長 今までそういった声も出ていなかったもので、現時点ではそこは想定していなかったのですけれども。
- 尾形 修平 例えばウェルネスさんとかグラウンド管理しているところは、自走式の草刈り機使っています。ああいう大型ではなくて、もっと小型のやつを多分言っているのだと思うけれども、なかなか町内でもあの草刈り機、例えば私の町内の中でも堤防をボランティアで草刈りしたりなんざしているもので、今実際本当に肩がけ式の草刈り機使っているのだけれども、そういう便利なものは行政で持っていて、各町内の町内行事で使いたいというようなものがあるのであれば、できれば私は門戸を広げてもいいのかなって思うのだけれども、その辺教育長でも、副市長でも、どんなような考えでしょうか。
- 副 市 長 やらうと思えば可能かとは思いますがけれども、例えばその管理の問題だとか、では使用していたときに例えば故障したらどうするのだとか、いろいろ問題ありますし、いろんな課題をクリアしていかないとなかなか実現させるのはかなりハードル高いのかなというふうに思っているところでございます。

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 継続費補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(質 疑)

魚野 ルミ この校歌というのがとても気になって、校歌制作業務委託というのはどこにどのような形で出すのでしょうか。

学校教育課長 小川小学校と朝日みどり小学校の統合推進委員会の中で協議していただいて、決めていたものなのですけれども、朝日地域にゆかりがある、これまでも朝日地域の学校の校歌をつくっていただいた実績もある、大滝雄志先生という方がいらっしゃいます。その方に依頼したいと、そのように考えております。

野村美佐子 私もちょうど聞きたいと思っていたのですけれども、3年後ないしは4年後にさくら小学校とまた統合するというような計画もあるのですけれども、こういう今統合が何校か決められていく中で、校歌というのは1回1回やるのでしょうか。それとも、今回朝日というふうにして、もう次の合併があってもこの歌でいくよ的な考えでおられるのでしょうか。そこだけちょっと。

学校教育課長 それは、今統合するあさひ小学校と朝日さくら小学校の統合の検討会が開かれて、そこで議論を積み重ねられていく、その中において校歌はどうしようかというのは決定していただく流れになろうかと思えます。

野村美佐子 では、次の統合のときには、また統合の人たちが、やっぱり新しいのがいいってなったら、またそうなっていくということですか。校歌がないなんていうことはあり得ないのですか。

教 育 長 ここだけの話にさせていただきたいのですけれども、新たな今度できるあさひ小学校と朝日さくら小学校の統合の折には、先ほど学校教育課長述べたように、話合いでもって進めなければならないのは、これまでの経緯からして当然であります。ただ、今回校名をあさひ小学校にしたこと、それから校歌を作成するに当たり、朝日を代表する有識者に朝日地域全体のことを思い描きながら校歌を作成していただきますので、話合いの中で、できれば次の統合のときもその校歌が使えるようにしていただきたいなという願いは教育委員会として持っております。

第4条「第4表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否態度の発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行

った結果、議第180号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（高田 晃君）閉会を宣する。

（午後 2時16分）